

長崎県子育て条例をここに公布する。

長崎県子育て条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第12条)

第2章 子育て環境の整備(第13条―第18条)

第3章 子どもの心と命を守るための取組(第19条―第21条)

第4章 ココロねっこ運動の推進(第22条―第24条)

第5章 家庭の日(第25条)

第6章 行動計画と協議会(第26条・第27条)

附則

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です。

本県の美しい自然環境や海外との交流の歴史に彩られた豊かな文化の中で、一人ひとりの子どもが、かけがえない存在として大切に育てられることは、県民すべての願いです。

近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、地域の活力や、家庭と地域の養育力の低下が心配されています。子どもが自らを大切に思い、夢と希望を持って健やかに成長できる環境をつくることが、私たちにとって何よりも重要な課題です。

私たちは、今こそ、しっかりと子どもと向き合い、何をなすべきか、子どもや子育て家庭にとって何が幸せかを考えなければなりません。また、子どもが成長に応じた出会いや体験をとおして、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てなければなりません。そして、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手を取りあって具体的に行動することが大切です。

私たちすべての大人はそれぞれの責任を自覚して、親が安心して子どもを生み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会の実現に県民総ぐるみで取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(めざすもの)

第1条 この条例は、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県、市町、保護者、県民、学校等など、それぞれの役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民総ぐるみで、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目的としています。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいいます。
- (2) 保護者 父母や里親など、実際に子どもを保護し監督する者をいいます。
- (3) 学校等 保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校など、実際に子どもを養育し、または教育する施設をいいます。
- (4) 地域の団体 自治会、子ども会、地域婦人会、老人クラブ、NPOなど、地域で活動する団体をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 この条例では、子育てについて次のように考えます。

- (1) 子どもを育てる最も重要な責任は保護者にあります。
- (2) 子どもや子育て家庭を県民総ぐるみで支援します。
- (3) 子どもは、あらゆる身体的または精神的な暴力やその他の不当な扱いを受けることはなく、最善の利益が優先して考慮されます。児童虐待は、子どもへの重大な権利侵害であり、しつけに際して、体罰を加えることは許されないとの認識のもと、社会全体で、その防止が図られなければなりません。また、子どもも社会の一員としてルールを守り、他の人の権利を尊重することが大切です。

2 県は、この条例に役割を定めるものと連携して、この条例に関する施策を行います。

(県の役割)

第4条 県は、基本的な考え方にそって、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

(市町の役割)

第5条 市町は、県などと連携して、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもと過ごす時間を大切にし、子どもに基本的な生活習慣と社会のルールを身につけさせ、思いやりのある自立した社会人となるよう、深い愛情と責任を持って育てます。

- 2 保護者は、地域の一員として積極的に地域の人たちと交流し、地域の子どもの健やかな成長を支援します。
- 3 保護者は、子育てなどで悩みがあるときは速やかに周囲の人や専門機関などに相談します。
- 4 保護者は、児童相談所又は市町などが行う子どもの安全確認措置に協力するとともに、児童相談所又は市町などによる指導を受けた場合は、必要な改善等に取り組みます。

(県民の役割)

第7条 県民は、地域の一員としての自覚を持ち、学校等や地域の団体と協力して、子どもが健やかに成長できる地域づくりに努めます。

- 2 県民は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、保護者や地域の団体などと協力して、子どもの豊かな人間性など生きる力を育てます。

- 2 学校等は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応に取り組みます。

(PTAなどの役割)

第9条 PTA(学校における保護者などで構成される団体をいいます。)などは、子どもの健やかな成長をめざし、学校等や地域の団体などと協力して活動します。

(地域の団体の役割)

第10条 地域の団体は、子育て家庭が気軽に子育ての相談ができるよう努めるなど、地域の子育てを支援します。

- 2 地域の団体は、子どもが豊かな心や社会性を養うための体験の機会を提供するよう努めます。
- 3 地域の団体は、子どもや子育ての支援にあたっては、相互に連携するように努めるとともに、学校等や保護者の取組に協力します。

(医療機関の役割)

第11条 医療機関は、県や市町などと連携して、県民が安心して子どもを生み育てることができるよう、適切な医療の提供に努めます。

- 2 医療機関は、県や市町などと連携して、児童虐待などの早期発見や早期対応に努めます。

(事業主の役割)

第12条 事業主は、子育てにおける保護者の役割をよく理解し、従業員が充実した職業生活と豊かな家庭生活を営むことができるよう、労働環境の整備に努めます。

- 2 事業主は、県や市町、学校等や地域の団体などが行う子どもや子育て支援のための取組に協力します。

第2章 子育て環境の整備

(妊娠・出産の支援)

第13条 県は、市町や医療機関などと連携して、県民が安心して子どもを生み育てることができるように、周産期(妊娠22週から出生後7日未満の時期をいいます。)医療や小児医療の充実に向けた取組を進めます。

- 2 県は、妊娠や出産に関する悩みや不妊治療に関して、相談や情報提供など必要な取組を進めます。

(子育て支援の充実)

第14条 県は、市町などが実施する保育サービスや子どもの居場所づくり、地域の子育て支援拠点づくりに関する取組などを支援します。

(家庭教育への支援)

第15条 県は、市町などと連携して、子育てについて学習する機会や情報を保護者に提供するなど、家庭教育を支援します。

- 2 県は、市町などと連携して、子どもが体験活動などに積極的に参加するように、保護者へ広報や啓発を行います。

- 3 県は、市町や企業などと連携して、保護者に、電子ゲームや情報機器類への依存がもたらす弊害などの情報を提供するなど、必要な取組を進めます。

(まちづくり)

第16条 県は、市町などと連携して、子どもがのびのびと活動できる場所を確保するなど、子どもや保護者などの利用に配慮した安全に生活できるまちづくりに向けた取組を進めます。

(仕事と家庭生活の調和)

第17条 県は、子どもが保護者とできるだけ多くの時間をともに過ごすことができるように、仕事と家庭生活の調和や育児における保護者の役割などについて、県民への普及と啓発を行います。

- 2 県内の一般事業主(国や地方公共団体以外の事業主をいいます。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定と公表、従業員への周知に努めます。

(広報と啓発)

第18条 県は、子育てに関する県民の意識を高めるために、子どもや子育ての支援に積極的に取り組んでいる個人や団体などを表彰し、子育て支援の模範的な活動や取組を広く県民に紹介するなど、広報と啓発を行います。

第3章 子どもの心と命を守るための取組

(相談・支援体制の充実)

第19条 県は、市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応のために、相談・支援体制の充実に向けた取組を進めます。

(関係機関の連携による対応)

第20条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2の規定により市町が設置する要保護児童対策地域協議会(次条において「要対協」といいます。)等において、児童相談所や警察、学校等、市町などの関係機関で情報共有し、連携して適切に対応します。

(市町などへの支援)

第21条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等に適切に対応するために、要対協や、児童福祉施設などを支援します。

第4章 ココロねっこ運動の推進

(ココロねっこ運動)

第22条 長崎県独自の県民運動「ココロねっこ運動」とは、子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組をいいます。

(運動の主体)

第23条 ココロねっこ運動の活動主体は、県民一人ひとりであり、前条に定める活動や取組を行う学校等や地域の団体などを含みます。

(運動の支援)

第24条 県は、市町などと連携して、県民一人ひとりが子どもの成長に関心を持ち、子どもを健やかに育てる環境づくりに積極的に参加するように、ココロねっこ運動の普及を支援します。

第5章 家庭の日

(家庭の日)

第25条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、毎月1回「家庭の日」を定め、家族のきずなを深めるように努めます。

2 県は、市町などと連携して、家庭の日の趣旨について広報と啓発を行います。

第6章 行動計画と協議会

(行動計画)

第26条 県は、この条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、行動計画を定めます。

(協議会)

第27条 県は、この条例に関する取組を、市町、学校等、地域の団体、企業などと連携して推進するための協議会を設置します。

2 県は、行動計画を定めるときや変更するとき、協議会の意見を聴きます。

3 協議会は、委員50人以内で組織します。

4 委員は、広く県民の中から、知事が委嘱または任命します。

5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とします。また、再任されることができません。

6 この他、協議会に関することは別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。